

～介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)～ 一般介護予防事業

要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう介護予防の取組みを実施しています。65歳以上の方どなたでも参加できます。

にいがたし元気力アップ・サポーター制度

市内の65歳以上の方が、介護施設などでのサポート活動に取り組んでいただくことにより、高齢者自身の介護予防といきいきとした地域社会づくりを推進することを目的とした事業です。活動を行った場合にポイントを付与し、獲得したポイントに応じ、翌年度に最大5,000円の交付金を受け取ることができます。

対象者

- ・新潟市介護保険の第1号被保険者（65歳以上）で登録説明会を受講された方（交付金の受け取りは、介護保険料の滞納がないことが条件となります。）

活動内容

- ・お茶出しや食堂内の配膳、下膳の補助
- ・レクリエーション指導、補助
- ・施設行事の手伝い、芸能披露
- ・お話し相手 など

制度に関する問い合わせ

地域包括ケア推進課 ☎025(226)1281 新潟市社会福祉協議会 ☎025(243)4370

登録説明会・活動場所に関する問い合わせ

(北区・東区)	東区社会福祉協議会	☎025(272)7721
(中央区・江南区)	中央区社会福祉協議会	☎025(210)8720
(秋葉区・南区)	秋葉区社会福祉協議会	☎0250(24)8376
(西区・西蒲区)	西区社会福祉協議会	☎025(211)1630

介護予防についての講演会・教室・相談

高齢者を対象に、以下の講演会・教室や相談会を開催しています。積極的に参加して、介護予防に取り組みましょう。

内容や開催時期については、区役所だよりなどでお知らせします。

健康教育

医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等により、生活習慣病予防、転倒予防、口腔機能等に関する講演会・教室等を開催します。

健康相談

保健師・栄養士等により、生活習慣の改善、病気の予防や重症化防止など健康に関する個別相談に応じ、必要な相談・助言を行います。

問い合わせ

各区役所健康福祉課健康増進係（裏表紙参照）

フレイル予防事業（フレイルチェック）

ご自身の心身の状態を確かめ、生活習慣改善のきっかけを作っていただくことを目的として、市内の各会場において、握力や手足の筋肉量などの測定、噛む力や滑舌の測定、日常生活に関する各種質問などで構成される「フレイルチェック」を行います。

問い合わせ

地域包括ケア推進課 ☎025(226)1281
各区役所健康福祉課健康増進係（裏表紙参照）

やろてば体操・楽しく脳トレ！（認知症予防出前講座）

研修を受講した運動普及推進委員※が、地域の茶の間やサークル等に伺って、認知症予防に効果的とされる運動を中心とした認知症予防・健康づくりのメニューを提供します。

※運動普及推進委員とは、市が実施する養成講座を受講し、地域で運動を通して、健康づくり活動を普及するボランティアです。

問い合わせ

地域包括ケア推進課 ☎025(226)1281
各区役所健康福祉課健康増進係（裏表紙参照）

住民主体の通いの場（週1回以上開催する地域の茶の間）

地域のボランティア団体等が、地域の集会所や公民館、空き家等を利用して、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集まり交流することができる地域の居場所を運営します。

参加費は実施団体により異なります。

問い合わせ

地域包括ケア推進課 ☎025(226)1281

総おどり体操事業

高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくりや多世代交流を目的として、講習会の開催や指導スタッフの派遣、「にいがた総おどり」への参加を行うとともに、講師養成講座の実施によって指導者ライセンス修得者を増やし、高齢者の地域での自主的な指導活動を推進します。講習会の日程や開催場所については、市報にいがたなどでお知らせします。

問い合わせ

高齢者支援課 ☎025(226)1290

申込み先

新潟市役所コールセンター ☎025(243)4894

地域の皆様へ講座等を行います。

地域の集会などにお伺いし、ご希望のテーマについてご説明させていただきます。
テーマ・お問い合わせ先などは以下の通りです。

①地域包括ケアシステムについて

地域の支え合いのしくみづくりについて、市の職員や支え合いのしくみづくり推進員などがご説明します。

問い合わせ 各区役所健康福祉課高齢介護担当(裏表紙参照)

②在宅医療・介護について

(「医療と介護の市民講座」、「働く人のための医療介護セミナー」)

在宅医療、上手な医療のかかり方、在宅介護をしながら働き続けることなどの話を、地域の医師や病院の医療相談員、訪問看護師などの専門職が、地域の集会場、企業などでお話しします。

問い合わせ 新潟市在宅医療・介護連携センター ☎025(240)4135
地域医療推進課 ☎025(212)8018

利用者の負担の軽減について

●高額介護（介護予防）サービス費

介護保険のサービスを利用した時の1割～3割負担の合計額が、負担上限額を超えた場合は、その超えた分を高額介護（介護予防）サービス費として支給します。

※総合事業においても高額介護予防サービス費相当事業を支給します。

この負担上限額は、利用者と利用者の世帯の方の前年の所得等に応じて定められています。

なお、申請案内及び支給（※）は原則サービス提供月の2か月後に行います。

また、一度申請した方は次回以降自動的にその口座へ振り込みます。

※初回申請の場合は申請日によって振込月が変更となる場合があります。

利用者負担段階	対象者		負担上限額 (月額)
第1段階	生活保護を受けている方など		15,000円 (世帯)
第2段階	世帯全員が市民税非課税 (市民税非課税世帯)	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方 ※令和7年8月1日からは「80万円以下」が 「80万9千円以下」に変更になります。	15,000円 (個人) 24,600円 (世帯)
第3段階		第1段階、第2段階以外の方	24,600円 (世帯)
第4段階	市民税課税者がいる世帯 (市民税課税世帯)	課税所得380万円(年収約770万円) 未満	44,400円 (世帯)
第5段階		課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円) 未満	93,000円 (世帯)
第6段階		課税所得690万円(年収約1,160万円) 以上	140,100円 (世帯)

※福祉用具購入費、住宅改修費は対象になりません。

問い合わせ

介護保険課介護給付係（裏表紙参照）

各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

※中央区のみ申請は窓口サービス課

●高額医療合算介護（介護予防）サービス費

医療保険の一部負担金と介護保険の利用者負担額として、1年間に支払った自己負担額の合計が著しく高額となった場合に、負担限度額を超える分を支給します。

支給については、医療保険と介護保険の双方が利用者の自己負担額の比率に応じて行いますので、医療保険分と介護保険分で別々の支給となります。

< 負担限度額 >

所得区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険	被用者保険または 国民健康保険+介護保険 (70~74歳の方がいる世帯)	被用者保険または 国民健康保険+介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	901万円超	212万円	212万円	212万円
	600万円超~ 901万円以下	141万円	141万円	141万円
一般	210万円超~ 600万円以下	67万円	67万円	67万円
	210万円以下	56万円	56万円	60万円
市民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	区分Ⅰ	19万円	19万円	

※対象となる計算期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日までです。領収書の全ての金額が対象となる訳ではありません。

※総合事業においても高額医療合算介護予防サービス費相当事業を支給します。

問い合わせ

介護保険課介護給付係 (裏表紙参照)

● 負担限度額認定証の交付による居住費（滞在費）と食費の軽減

介護保険施設やショートステイを利用したときの居住費（滞在費）・食費は、施設との契約によって負担額が決まりますが、所得が低い方など、一定の要件を満たす方に対しては、申請により、居住費（滞在費）・食費の負担を軽減するために負担限度額認定証を交付します。

負担限度額認定証を施設やショートステイの事業所に提示すると、居住費（滞在費）・食費の一部が介護保険から給付され、負担が軽減されます。

< 軽減の対象となる介護サービス >

○特別養護老人ホーム	○介護老人保健施設	○介護医療院
○（介護予防）短期入所生活介護	○（介護予防）短期入所療養介護	

※ 通所サービスの食費と、グループホーム・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護の居住費（滞在費）・食費は対象になりません。

また、有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等の居住費（滞在費）・食費も対象外です。

< 利用者負担段階区分と対象者 >

令和7年7月31日まで

利用者負担段階	対象者	
第1段階	生活保護を受けている方など	
第2段階	世帯全員（※1）が市民税非課税で 預貯金等が一定額以下の方	年金収入額（※2）と合計所得金額の 合計が80万円以下の方
第3段階①		年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下の方
第3段階②		年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円超の方
第4段階	上記以外の方	

令和7年8月1日から

利用者負担段階	対象者	
第1段階	生活保護を受けている方など	
第2段階	世帯全員（※1）が市民税非課税で 預貯金等が一定額以下の方	年金収入額（※2）と合計所得金額の 合計が80万9千円以下の方
第3段階①		年金収入額と合計所得金額の合計が 80万9千円以上120万円以下の方
第3段階②		年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円超の方
第4段階	上記以外の方	

※1 別世帯の配偶者や内縁関係の者を含む。

※2 遺族年金、障害年金等の非課税年金を含む。

預貯金等が以下の額を超える場合は軽減の対象外となります。

利用者負担段階	配偶者がいない場合	配偶者（内縁を含む）がいる場合
第2段階	650万円	夫婦合計で1,650万円
第3段階①	550万円	夫婦合計で1,550万円
第3段階②	500万円	夫婦合計で1,500万円

第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者（内縁を含む）がいる場合は夫婦合計で2,000万円）

< 介護保険施設・ショートステイを利用した場合の1日当たりの負担限度額 > () 内は30日当たりの額
令和7年7月31日まで

			負担限度額 【 】はショートステイの場合				第4段階(※)
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費			300円(9,000円) 【300円(9,000円)】	390円(11,700円) 【600円(18,000円)】	650円(19,500円) 【1,000円(30,000円)】	1,360円(40,800円) 【1,300円(39,000円)】	1,445円(43,350円)
居住費	多床室	特養等	0円(0円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	915円(27,450円)
		老健・医療院等	0円(0円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	437円(13,110円)
	従来型個室	特養等	380円(11,400円)	480円(14,400円)	880円(26,400円)	880円(26,400円)	1,231円(36,930円)
		老健・医療院等	550円(16,500円)	550円(16,500円)	1,370円(41,100円)	1,370円(41,100円)	1,728円(51,840円)
	ユニット型個室的多床室		550円(16,500円)	550円(16,500円)	1,370円(41,100円)	1,370円(41,100円)	1,728円(51,840円)
	ユニット型個室		880円(26,400円)	880円(26,400円)	1,370円(41,100円)	1,370円(41,100円)	2,066円(61,980円)

※施設における平均的な費用を勘案して国が定めた基準費用額であり、具体的な負担額は施設との契約により定められます。

令和7年8月1日から

			負担限度額 【 】はショートステイの場合				第4段階(※)
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費			300円(9,000円) 【300円(9,000円)】	390円(11,700円) 【600円(18,000円)】	650円(19,500円) 【1,000円(30,000円)】	1,360円(40,800円) 【1,300円(39,000円)】	1,445円(43,350円)
居住費	多床室	特養等	0円(0円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	915円(27,450円)
		老健・医療院等(室料を徴収しない場合)	0円(0円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	437円(13,110円)
		老健・医療院等(室料を徴収する場合)	0円(0円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	697円(20,910円)
	従来型個室	特養等	380円(11,400円)	480円(14,400円)	880円(26,400円)	880円(26,400円)	1,231円(36,930円)
		老健・医療院等	550円(16,500円)	550円(16,500円)	1,370円(41,100円)	1,370円(41,100円)	1,728円(51,840円)
	ユニット型個室的多床室		550円(16,500円)	550円(16,500円)	1,370円(41,100円)	1,370円(41,100円)	1,728円(51,840円)
	ユニット型個室		880円(26,400円)	880円(26,400円)	1,370円(41,100円)	1,370円(41,100円)	2,066円(61,980円)

※施設における平均的な費用を勘案して国が定めた基準費用額であり、具体的な負担額は施設との契約により定められます。

< 特例減額措置 >

本人又は世帯員(別世帯の配偶者を含む。)が市民税を課税されている第4段階の方であっても、以下の全ての要件に該当する方については、申請することで、特例的に軽減の対象となります。

- ①その属する世帯の構成員の数が2以上(同一世帯に属していない配偶者も構成員として計算)
- ②介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設(ショートステイを除く)に入所・入院し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③世帯の年間収入から施設の利用者負担(介護サービス費、食費、居住費)の見込額を除いた額が80万円以下
 - ・世帯：施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算
 - ・収入：公的年金等の収入金額+合計所得金額
- ④世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下(預貯金等には有価証券、債権等も含まれる)
- ⑤世帯が居住する家屋その他日常生活のために必要な資産以外を有していない
- ⑥世帯が介護保険料を滞納していない

問い合わせ

介護保険課介護給付係 (裏表紙参照)
各区役所健康福祉課高齢介護担当 (裏表紙参照)

●社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人等の事業者が提供する、以下のサービスを利用する場合、所得が低く、特に生計が困難な場合に、申請により社会福祉法人等の事業者が利用者負担の軽減を行うものです。

申請により該当となる方には、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証が交付されますので、サービスを利用される際には、必ずこの確認証を事業所に提示してください。

なお、軽減を実施していない事業所もあります。実施の有無については、各事業所に直接おたずねください。

	生計困難者	生活保護受給者
対 象 者	世帯全員が市民税非課税で、次の要件を全て満たす方(旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の方を除きます。) ①年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増ごとに50万円を加算) ②預貯金等の額が単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増ごとに100万円を加算) ③日常生活に供する資産以外に資産を所有していない ④負担能力のある親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない	生活保護を受給している方
軽減対象となる費用	次のサービスに係る介護サービス費、食費、居住費 ・介護福祉施設サービス(※)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(※) ・(介護予防)短期入所生活介護(※) ・通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ・訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス (※)のサービスに係る食費、居住費の軽減については、負担限度額認定証の交付による軽減(53頁)が行われている場合に限りします。	次のサービスに係る居住費 ・介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護 上記の軽減については、負担限度額認定証の交付による軽減(53頁)を受けている場合に限りします。
軽 減 割 合	25/100(老齢福祉年金受給者は50/100)	100/100(全額免除)

問い合わせ

各区役所健康福祉課高齢介護担当(裏表紙参照)

※中央区のみ申請は窓口サービス課

●障がい者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

訪問介護等の介護保険サービスの継続的な利用促進を図るため、障がい者施策におけるホームヘルプサービスを利用していた所得の低い障がい者で介護保険制度の適用を受けることになった方について、利用者負担の軽減措置を行うものです。

対 象 者	障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方で次のいずれかに該当する方 ・65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護のうち身体介護及び家事援助)を利用していた方で65歳に到達したことで介護保険の対象者となった方 ・特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障がいが原因で、要介護または要支援の状態となった40歳から64歳までの方
対象サービス	・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・介護予防訪問介護相当サービス
利 用 料	全額免除

問い合わせ

介護保険課介護給付係(裏表紙参照)

各区役所健康福祉課高齢介護担当(裏表紙参照)

●災害等による利用者負担の軽減

次のいずれかに該当することにより、介護保険のサービスを利用したときの1割～3割負担が困難であると認められる場合は、負担割合を軽減できることがありますので、ご相談ください。

- ①災害により、住宅等について著しい損害を受けた場合
 - ②主たる生計維持者が死亡し、又は心身の重大な障がいや長期入院により収入が著しく減少した場合
 - ③主たる生計維持者の収入が事業の休廃止、失業等により著しく減少した場合
 - ④主たる生計維持者の収入が干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した場合
- ※上記のほか、犯罪の被害にあわれた方などに対し減免できる場合があります。

問い合わせ 介護保険課介護給付係（裏表紙参照）
各区役所健康福祉課高齢介護担当（裏表紙参照）

●生活福祉資金貸付制度による貸付

介護保険の自己負担額等を一時的に融通できない方は、生活福祉資金貸付制度により低利、又は無利子で貸付を受けることができます場合があります。申請後は審査があります。

対 象 者	①所得の低い世帯 ②日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯 ※どちらも所得基準があります。
対象となる 費 用	①介護保険の利用者負担額 ②介護保険施設に入所した場合の食費の負担額 ③介護保険料に相当する額 ④介護サービス受給期間中の生計を維持するために必要な額
貸付の条件	●貸付限度額 1,700,000円 （貸付対象期間が1年6か月までの場合は2,300,000円） ●貸付対象期間 原則1年（特に必要と認められる場合は1年6か月） ●償還期限 5年以内（措置期間6か月以内） ●償還期間は最終償還期限が満75歳を超えない期間設定とする。 ●連帯保証人 原則必要 ●貸付利子 連帯保証人あり＝無利子 連帯保証人なし＝年1.5%

問い合わせ 各区社会福祉協議会（下記参照）

<各区社会福祉協議会の連絡先>

北区	東区	中央区	江南区
025 (386) 2778	025 (272) 7721	025 (210) 8720	025 (250) 7743
秋葉区	南区	西区	西蒲区
0250 (24) 8376	025 (373) 3223	025 (211) 1630	0256 (73) 3356

介護保険と障がい者福祉施策の関係

介護保険と障がい者福祉施策とで共通するサービスは、次のとおりです。

- 訪問介護（居宅介護）
- 通所介護（生活介護）
- 訪問入浴介護（訪問入浴サービス）
- 通所リハビリテーション（自立訓練（機能訓練））
- 短期入所生活介護（短期入所）
- 福祉用具の一部（補装具の一部・日常生活用具の一部）
- 住宅改修費（住宅リフォーム助成の一部）

障がい者等の方で、【①65歳以上の方】及び【②40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方のうち、特定疾病（注）が原因で介護が必要になった方】が、上記の共通するサービスをご利用になる場合には、要介護（要支援）認定（65歳以上の方の訪問介護及び通所介護は「基本チェックリスト」の実施を含む）を受けて、介護保険サービスをご利用いただくことになります。

なお、上記の共通するサービスのうち、次のような介護保険サービスは、障がい福祉サービスも利用できる場合がありますので、ご相談ください。

訪 問 介 護	重度の身体障がい者や難病等対象者、知的障がい者、精神障がい者の方については、介護保険の訪問介護では対応できない部分について、障がい福祉サービスの「居宅介護」を利用できる場合があります。
通 所 介 護	介護保険の通所介護では必要な支援を受けることができない場合等に、障がい福祉サービスの「生活介護」を利用できる場合があります。
福 祉 用 具 (車いす、歩行器、歩行補助つえ)	介護保険の福祉用具では個別の身体状況に対応できない場合に、障がい福祉サービスの「補装具」として対応できる場合があります。
住 宅 改 修 費	障がい福祉サービスの「住宅リフォーム助成」を併せて利用できる場合があります。工事着工の1か月程度前までにご相談ください。
問い合わせ：区役所健康福祉課（裏表紙参照）、介護支援専門員	

※上記①②以外の障がい者等の方は、介護保険サービスではなく、障がい福祉サービスのご利用を検討いただくことになります。

なお、介護保険サービスに相当するものがない障がい福祉サービス（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、重度訪問介護など）については、年齢や疾病名に関係なく、支給の要件に該当していればご利用いただくことができます。

注：特定疾病の範囲（1頁参照）

●障がい者総合支援法による（新）高額障がい福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス（※1）の支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（※2）の利用者負担額が償還されます。

※1 居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所

※2 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護

対 象 者

次の（1）～（5）の全てに該当する方が本制度の支給対象となります。

- （1）65歳に達する日前5年間引き続き、対象の障がい福祉サービス（※1）の支給決定を受けており、介護保険移行後、対象の介護保険サービス（※2）を利用している。
- （2）利用者及び配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあつては、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であった。
- （3）利用者が65歳に達する日の前日において障がい支援区分（障がい程度区分）2以上であった。
- （4）対象の介護保険サービス（※2）を利用した月の属する年度において、利用者及び配偶者が市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であった。
- （5）65歳に達するまでに介護保険法による保険給付（介護保険サービス）を受けていない。

対象となる利用者負担額

対象の介護保険サービス（※2）の平成30年4月以降利用分の利用者負担額（ただし、介護保険サービスの自己負担分を支払った日の翌日から5年を経過しないものに限る。）

高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の対象となる場合は、支給後の利用者負担額が対象となります。そのため、（新）高額障がい福祉サービス等給付費の支給は、介護保険制度による償還の決定後となります。

問い合わせ 各区健康福祉課障がい福祉係（下記参照）

<各区健康福祉課障がい福祉係の連絡先>

北区	東区	中央区	江南区
025 (387) 1305	025 (250) 2310	025 (223) 7207	025 (382) 4396
秋葉区	南区	西区	西蒲区
0250 (25) 5682	025 (372) 6304	025 (264) 7310	0256 (72) 8358

仕事と介護の両立支援制度

家族の介護が必要な状態となっても離職することなく、仕事と家庭の両立ができるよう育児・介護休業法に基づき雇用環境を整備するための制度です。主なものは以下のとおりですが、詳しくは新潟労働局にお問い合わせください。

○介護休業制度

要介護状態にある対象家族を介護する労働者（有期契約労働者にあつては、申出時点において介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない方）は、対象家族1人につき通算して93日まで、3回を上限として分割して、介護休業を取得することが可能です。

なお、労使協定の締結により、一定の労働者を除外している場合があります。

※介護休業給付金

要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得し、一定要件を満たした方は、原則として休業開始時の賃金月額額の67%が支給されます。

詳しくは、最寄りのハローワークへ

ハローワーク新潟 ☎ 025(280)8609（北区・東区・中央区・江南区・西区）

ハローワーク新潟 ☎ 0250(22)2233（秋葉区・南区）

ハローワーク巻 ☎ 0256(72)3155（西蒲区）

○介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う労働者は、年5日（2人以上の場合は年10日）の1日又は時間単位での介護休暇の取得が可能です。

○所定外労働の制限

要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、所定外労働を制限します。

○時間外労働の制限

要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限します。

○深夜業の制限

要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、午後10時から午前5時までの労働を制限します。

○介護のための所定労働時間短縮等の措置

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者について、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な次のいずれかの措置を講じることを事業主に義務付けています。

①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度

③始業時刻・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の助成措置

問い合わせ

新潟労働局雇用環境・均等室 ☎ 025(288)3511

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features approximately 20 horizontal dashed lines spaced evenly across the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

介護保険と税申告

介護保険に要した費用は、確定申告や市・県民税の申告において、医療費控除などの対象となります。また、障がい者に準じる状況の方については障害者控除を受けることができます。

介護保険料を支払った方の「社会保険料控除」

支払った介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。

対 象 者

- ◆普通徴収により支払った分 … 保険料を支払った方が申告できます。
- ◆特別徴収により支払った分 … 保険料が天引きされた年金を受給している本人が申告できます。

申告に必要な書類

年金の源泉徴収票、介護保険料領収書又は市から毎年1月下旬に送付される「介護保険料納付済額のお知らせ」

介護サービスやおむつを利用した方の「医療費控除」

介護サービスを利用したときにかかった費用やおむつ代は医療費控除の対象となることがあります。

【介護保険サービスの利用料の医療費控除】

対 象 者

下記の介護保険サービスを利用した方又はその方と生計を一にする親族の方

●在宅サービス(サービス利用時の自己負担額が医療費控除の対象)

①医療系サービスとして対象となるもの(予防サービスを含む)

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))
- (訪問看護を行う場合のみ)

②上記サービスとあわせて利用した場合のみ医療費控除の対象となるもの(予防サービスを含む)

- ・総合事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)
- ・総合事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)
- ・訪問介護(生活援助中心型を除く)
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護を行わない場合のみ)
- ・看護小規模多機能型居宅介護(医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))

●施設サービス(下記の施設ごとに示す額が医療費控除の対象)

- ①特別養護老人ホーム…自己負担額の2分の1相当額
- ②介護老人保健施設、介護医療院…自己負担額

(参考) 居住費・食費などの医療費控除

サービス区分	自己負担額	居住費(※3)	食費(※3)
特別養護老人ホーム	○(1/2)	○(1/2)	○(1/2)
介護老人保健施設	○	○	○
介護医療院	○	○	○
短期入所生活介護(※2)	○	×	×
短期入所療養介護(※1)	○	○	○
介護予防通所介護相当サービス・通所介護(※2)	○	—	×
通所リハビリテーション(※1)	○	—	○

(※1) 医療系のサービスについては、病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額について医療費控除の対象となります。

(※2) 医療系サービスと併せて利用した場合に限り、自己負担額が医療費控除の対象となります。

(※3) 特別な居住費や食費は、医療費控除の対象にはなりません。

【おむつ代の医療費控除】

対 象 者

傷病により6か月以上寝たきりのため、おむつが必要と医師が認めた方(在宅・入院を問いません)又はその方と生計を一にする親族の方

申告に必要な書類

次の(1)、(2)の書類が必要です。

(1)「おむつ使用証明書」又は「主治医意見書内容確認書」

◆「主治医意見書内容確認書」

…要介護認定の主治医意見書から寝たきり状態かつ失禁への対応としてカテーテルの使用又は尿失禁の発生の可能性があることが確認できる場合で、一定の要件に該当した方について、市はおむつ使用証明書の代わりとなる「主治医意見書内容確認書」を発行しています。

※申請は郵送のほか、区役所健康福祉課(中央区のみ窓口サービス課)、地域保健福祉センター、出張所でできます。対象者の介護保険被保険者証及び、申請人の身分証明書をお持ちください。

※「失禁への対応としてカテーテルの使用」については、令和7年に確定申告を行う際より適用されます。(ただし、令和6年以降の年分に係る申告に限ります。)

◆「おむつ使用証明書」

…主治医意見書の内容が要件を満たさない方は、医師発行の「おむつ使用証明書」により申告してください。

(2)領収書(レシートでも可)

※ただし、「おむつ使用証明書」の必要期間内や「主治医意見書内容確認書」の介護認定の有効期間内であって、申告算定期間内に支払ったものに限ります。

障がい者手帳をお持ちでない方で障がい者に準じる方の「障害者控除」

要介護認定者などで障がい者に準ずる方は障害者控除の対象となります。

対 象 者

「障害者控除対象者認定書」をお持ちの方及びその方と生計を一にする親族の方

申告に必要な書類

障害者控除対象者認定書

＜＜障害者控除対象者認定書＞＞

要介護認定者など心身の状態や日常生活の状況などが障がい者に準ずると認められる65歳以上の方に発行しています。なお、要介護認定を受けていても該当しない場合があります。

※「障害者控除対象者認定書」の申請は、区役所健康福祉課(中央区のみ窓口サービス課)、地域保健福祉センター、出張所でできます。「対象者の介護保険被保険者証」と「申請者の本人確認ができるもの」の2つ(いずれも写し不可)をお持ちください。

※なお、郵送による申請や電子申請でも受け付けていますが、詳しくは、各区役所健康福祉課までお問い合わせください。

税申告などに関する問い合わせ

●税及び税申告に関すること……………新潟税務署 ☎025(229)2151

●介護保険料の支払いに関すること……………介護保険課賦課収納係(裏表紙参照)

●その他市の発行書類、介護サービスに関すること…各区役所健康福祉課高齢介護担当(裏表紙参照)

※事業所などの発行する領収書・支払証明書などについては、それぞれ発行元にお問い合わせください。

苦情対応

介護サービスの利用者本人又は家族

苦情

ケアマネジャー(居宅介護支援事業者)
地域包括支援センター(介護予防支援事業者)

苦情

苦情

地域保健福祉センター

各区役所健康福祉課または介護保険課

北区	☎025(387)1325
東区	☎025(250)2320
中央区	☎025(223)7216
江南区	☎025(382)4383
秋葉区	☎0250(25)5679
南区	☎025(372)6320
西区	☎025(264)7330
西蒲区	☎0256(72)8362
介護保険課	☎025(226)1273

情報提供・連絡調整

新潟県国民健康保険団体連合会
☎025(285)3022

介護サービスに苦情がある場合は、担当のケアマネジャー、地域包括支援センターのほか、最寄りの地域保健福祉センター、各区役所又は介護保険課にご相談ください。

事実確認・調整

調査・指導・助言

居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者・サービス提供事業者・介護保険施設

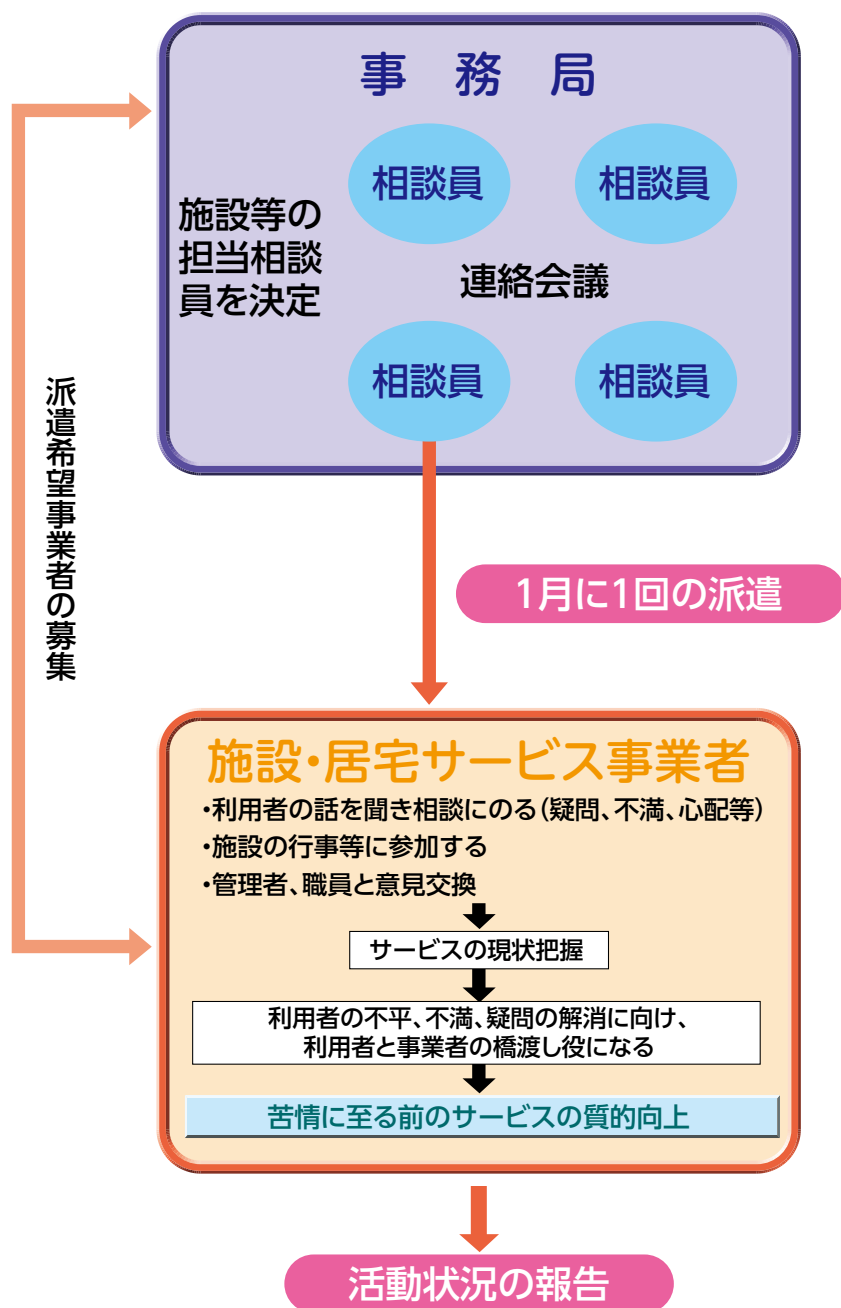
介護相談員派遣事業

介護相談員が、施設など介護サービスの提供の場を訪問して、利用者やその家族の話を聞き、利用者と事業者の橋渡しをしながら、サービスの質の確保、向上に向けた活動を行います。

現在、20人程度の介護相談員を派遣しています。

問い合わせ

介護保険課介護給付係 ☎025(226)1273



※施設・居宅サービス事業者の希望により派遣を行うため、新潟市内に所在するすべての事業者に派遣しているものではありません。